

# 青森県報

第三千五百四十三号

平成二十四年  
五月二十五日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

救急病院の設置.....	(医療業務課).....	一
介護保険法による居宅サービス事業者の指定.....	(高齢福祉課).....	一
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定.....	(同).....	一
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定.....	(同).....	一
障害福祉サービス事業者の指定.....	(障害福祉課).....	二
特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生.....	(水産振興課).....	二
青森県屋外広告物条例の規定による禁止区域等の指定の一部改正.....	(都市計画課).....	三
公 告		
建設業者の許可の取消し.....	(上北地域 民 局)	三
右 同.....	(同)	三
右 同.....	(同)	三
公安委員会		
銃砲刀剣類所持等取締法の規定による医師の指定.....	(保安課).....	四

## 告

## 示

青森県告示第四百四十号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定によ

り、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成二十四年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	認定の有効期限
あおもり協立病院	青森市東大野二丁目一の一〇	平成二十七年五月十八日

青森県告示第四百四十一号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十四年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者 名称又は 氏名又は 名称又は	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サービス の種類		居宅サービス 事業を行う 事業所	指 定 年 月 日
		訪問介護	訪問介護 事業		
株式会社南 部の里あつ ぶる園	八戸市高州一丁 目一の二	訪問介護	訪問介護事業 南部の里あつ ぶる園	三戸郡南部町大 字斗賀字下斗賀	平成 二四・五・二〇
株式会社杏 苑	黒石市大字牡丹 の二三	訪問介護	訪問介護事業 の里	黒石市大字牡丹 の二三	二四・六・一

青森県告示第四百四十二号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により

公示する。

平成二十四年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者		名 称	主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日
居宅介護支援事業を行う事業所		名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
株式会社咲笑	十和田市ひがしの二丁目二七の四七	さくら居宅介護支援事業所	十和田市東十一番町五の三六	平成 二四・五・一五
株式会社杏苑	黒石市大字牡丹の平字福民西八八の一三	居宅介護支援事業所あんの里	黒石市大字牡丹の平字福民西八八の一三	二四・六・一

青森県告示第四百四十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十四年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者		名 称 又は 氏 名	主たる事務所の所在地又は住所	指 定 年 月 日
介護予防サービスの種類		名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
株式会社南部の里あつる園	訪問介護	訪問介護事業所あつる園	八戸市高州一丁目一の二	平成 二四・五・一〇
株式会社杏苑	訪問介護	訪問介護事業所あんの里	黒石市大字牡丹の平字福民西八八の一三	二四・六・一

青森県告示第四百四十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十四年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者		名 称	主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日
障害福祉サービスの種類		名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有限会社挑	行動援護	訪問介護あずましや	五所川原市字鎌谷町五二〇の四	平成 二四・六・一
五所川原市字鎌谷町五二〇の四	障害福祉サービスを行う事業所	障害福祉サービスを行う事業所	五所川原市字鎌谷町五二〇の四	平成 二四・六・一

青森県告示第四百四十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十四年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）		区 域	区 分
上北郡六ヶ所村大字泊字村ノ内一四七 中村 六太郎		泊区域	総トン数五トン以上十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業
上北郡六ヶ所村大字泊字滝川一 古川 芳美		泊区域 合の地区	泊区域 合の地区

上北郡六ヶ所村大字泊字川原一五九の三  
館 寿二郎  
上北郡六ヶ所村大字泊字焼山一  
中村 忠志

総トン数五トン  
未満の漁船によ  
り行う漁業であ  
つて、主として  
かつり漁業

青森県告示第四百四十六号

昭和五十一年六月十九日青森県告示第四百六十一号（青森県屋外広告物条例の規定による禁止区域等の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十四年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号3の(一)中「区間」の下に、「十和田市大字大沢田字池ノ平一三三の二から上北郡七戸町字野崎狐久保四三三の一までの区間（七戸バイパスの区間に限る。）及び東津軽郡平内町大字中野字家ノ下一五の二から同町大字土屋字鍵懸無番までの区間（土屋バイパスの区間に限る。）」を加え、同3の(二)中「県道弘前平賀線交点」を「弘前大橋」に改め、同3の(四)中「弘前市大字福田字巻屋八三の一」を「弘南大橋」に改め、同3の(七)中「東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田一三六の二五」を「東津軽郡外ヶ浜町字蟹田高銅屋二の一七」に改め、同3の(八)中「弘前市大字国吉字耕田三七の四」を「中津軽郡西目屋村大字田代字神田五一の三」に改める。

附 則

この告示は、平成二十四年六月一日から施行する。

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 上北建設株式会社
- 二 代表者の氏名 田島 一史
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市穂並町二の六一
- 四 許可番号 青森県知事許可（特 二〇）第一三三九号
- 五 取消年月日 平成二十四年四月十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可
- 七 取消しに係る特定建設業の許可

平成二十四年四月十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社大誠工業
- 二 代表者の氏名 蛭名 誠治
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡東北町上北南二丁目三二の二四四
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第一四五四号
- 五 取消年月日 平成二十四年五月一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
- 七 取消しに係る一般建設業の許可

平成二十四年四月二十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。  
平成二十四年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 野田重機建設株式会社
- 二 代表者の氏名 野田 勇一
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡六戸町大字大落瀬字根古橋八三の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一九)第一六〇六六号
- 五 取消年月日 平成二十四年五月一日
- 六 取消しに係る建設業の許可 大工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十四年四月二十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

### 公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第五十六号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号。以下「法」という。)第四条の三第二項及び第十二条の三の規定による医師の指定に関する規則(平成二十一年五月青森県公安委員会規則第九号)第一条の規定に基づき次の医師を指定したので、同規則第二条の規定により告示する。

平成二十四年五月二十五日

青森県公安委員会委員長 加 福 善 貞

一 指定した医師の氏名、その者が勤務する病院等の名称及び所在地並びに診断の対象者

医師の氏名	病院等の名称	病院等の所在地	診断の対象者
-------	--------	---------	--------

兼子直	医療法人清照会 湊病院北東北て んかんセンター	八戸市大字新井 田字松山下野場 七の一五	一 法第五条第一項第三号の 政令で定める病気(銃砲刀 剣類所持等取締法施行令 (昭和三十三年政令第三十 三号。以下「政令」とい う。)(第八条第三号に規定 する病気を除く。)にかかっ ている者並びに法第五条第 一項第四号及び第五号に掲 げる者 二 政令第八条第三号に規定 する病気にかかっている者
-----	-------------------------------	----------------------------	---

二 指定年月日  
平成二十四年四月二十七日

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七十七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭